堺市バリアフリー基本構想（改定版）
【堺駅・堺東駅周辺地区・概要版】

1. バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区について、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準が変化していることなどをふまえ見直しを行い、バリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。

今回の改定では、堺市交通バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区（17 駅 14 地区）のうち、本市の中心的な拠点が含まれる「堺駅・堺東駅周辺地区」について、堺市バリアフリー基本構想における重点整備地区として設定します。

2. 生活関連施設及び生活関連経路の選定

①生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

「堺駅・堺東駅周辺地区」内やその周辺においては、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設となる南海電鉄堺駅、堺東駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公共施設や病院、商業施設等が多数所在していますが、なかでも公共性の高い施設、施設規模が概ね 2,000 ㎡以上となる建築物、駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

②生活関連経路の選定

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

「堺駅・堺東駅周辺地区」においては、平成 13（2001）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等をふまえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路において設定するものとし、自動車交通の速度抑制策の実施などの安全対策中心に実施する経路とします。

③重点整備地区の設定

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域を、重点整備地区として定めます。

「堺駅・堺東駅周辺地区」における重点整備地区は、平成 13（2001）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地をふまえ、一部地域を新たに編入します。

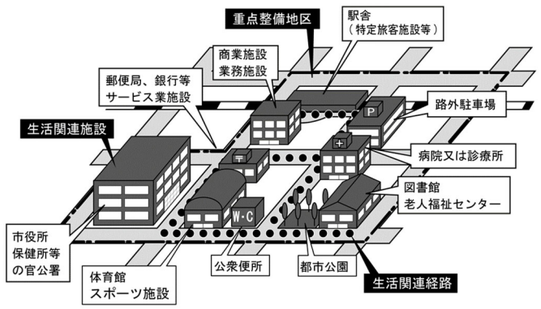

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

■鉄道駅舎等

南海本線 堺駅

整備項目	目標時期	整備主体
垂直移動施設の整備		
西口スロープの改良	継続	施
誘導案内情報施設の整備		
駅全体の案内サイン等の改善	継続	交
駅全体の誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	交
設備・施設の改良		
トイレの音声案内の設置	継続	交
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修などの開催	継続	交
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交
多様な手段による情報提供の整備	継続	交
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	交

南海高野線 堺東駅

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
駅全体の案内サイン等の改善	継続	交・施
駅全体の誘導・警告ブロックの敷設位置等の改善	継続	交
設備・施設の改良		
トイレの音声案内の設置	継続	交
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修などの開催	継続	交
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交
多様な手段による情報提供の整備	継続	交
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	交

■信号・交差点、交通規制

整備項目	目標時期	整備主体
既設信号の改良		
主要信号交差点における音響・音声信号化または改良検討	継続	公安
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続	道 公安

■建築物等生活関連施設

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の継続的な改善	継続	施
施設全体の案内サイン等の継続的な改善	継続	施
多言語に対応した案内表示	継続	施
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修などの開催	継続	施
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないことなどへの取組や啓発	継続	施
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	施
多様な手段による情報提供の整備	継続	施
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリーに関する取組検討、実施	継続	施

■道路等

整備項目	目標時期	整備主体
既設道路の改良		
既設道路の段差や舗装面等の改善	継続	道
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続	道
既設歩道等の改良（有効幅員の確保）		
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続	道・公
準生活関連経路における対策の検討	継続	道

■公園

整備項目	目標時期	整備主体
既設園路の改良		
既設園路の段差や舗装面等の改善	継続	施
設備・施設の改良		
階段や傾斜路への手すりの設置検討（戎公園、大浜公園）	継続	施
多機能トイレへのオストメイト対応設備の設置検討（大浜公園）	継続	施

※継続：目標時期は明確にせず、継続的に実施する事業
※整備主体
交：公共交通事業者　道：道路管理者
施：施設管理者　公：公益事業者
公安：公安委員会

堺市バリアフリー基本構想（改定版）
【堺駅・堺東駅周辺地区・概要版】
令和 5（2023）年 6 月

堺市　健康福祉局　生活福祉部　地域共生推進課
電話番号：072-228-0375　ファクス：072-228-7853
〒590-0078　堺市堺区南瓦町 3 番 1 号　堺市役所本館 7 階
堺市配架資料番号　1-F1-23-0119

「堺駅・堺東駅周辺地区」における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区

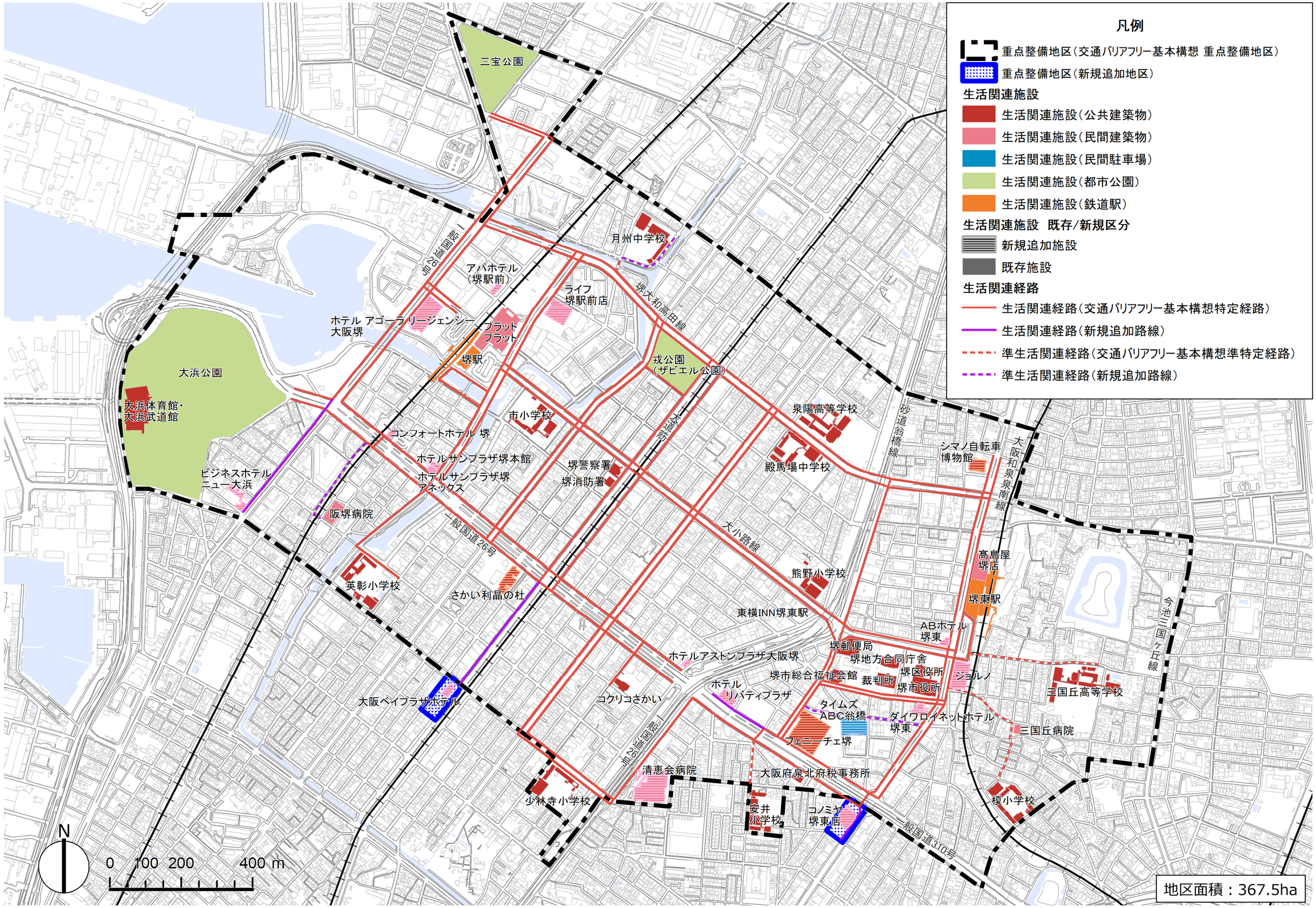

測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R4JHs573